

二条城公式ガイドブック英語版制作業務仕様書

1 業務名称

二条城公式ガイドブック英語版制作業務

2 履行期間

契約締結日から令和2年3月19日（木）まで

3 委託金額の上限

金 9, 742千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記金額には、翻訳費、版下制作費、印刷費、配送費、その他二条城公式ガイドブック英語版の制作業務の実施に係る全ての費用を含む。

4 制作目的

今年度販売を開始する「二条城公式ガイドブック」の英語版を制作し、外国人観光客に世界文化遺産二条城の文化的価値の基本的な理解をしていただくとともに、二条城を様々な角度から楽しんで観覧していただくことを目的とする。

5 委託業務の内容

二条城公式ガイドブック英語版の作成に係る以下の業務

(1) 原稿作成

ア 日本語版を単純に翻訳するのではなく、歴史的・文化的背景を知らない外国人観光客にとっても分かりやすい表現となるよう、最初に日本語の文章を修正及び書き換えるなどして作成し、その修正した日本語の文章を翻訳することとする。したがって、翻訳にあたって、主語・目的語の補完、文体の転換、文の分割・統合や入替えなどを行っても差し支えない。

イ 日本語版と比較し文字数が多くなることが予想されるが、文字が読みにくくならないように、各ページのレイアウト、色彩、文字の大きさ等について工夫すること。

ウ 文化庁地域文化創生本部が発行する「文化財の多言語化ハンドブック」の内容を踏まえて、日本語文章修正及び翻訳を行うこと。

（参考）文化庁ホームページで「文化財の多言語化ハンドブック」を掲載している。

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/shuppanbutsu/handbook/index.html

エ 日本語文章修正及び翻訳に当たり、京都市（以下「本市」という。）が指定する有識者を本ガイドブックの監修者として設定し、意見聴取及び連絡調整を行うこと。なお、監修に係る経費及び謝礼等は、委託料に含むこととする。

オ 寄稿者（4人）へ修正した翻訳の確認を行うこと。

カ 翻訳した文章は、必ずネイティブチェックを行うこと。

(2) 写真の手配

ア 使用する写真については、原則として、日本語版に掲載した写真を利用すること。

イ 上記に関わらず、写真を撮影及び第三者から入手する際には、本市によるガイドブック販売に当たって、写真の転用・転載に関する使用料が生じないように著作権処理をすること。なお、その際に生じる費用は受託事業者の負担とする。

(3) 版下制作

上記原稿及び写真等をもとに、ページのデザイン作成を行う。

(4) 校正

文字やレイアウト、デザインについて本市の確認を受け、指示に従い校正を行う。校正は最終校正を含め原則5回（事前校正4回、最終校正1回）とする。毎回、校正用に本綴じを6部提出する。

なお、印刷に際しては、色校正を実施すること。

(5) 納品

ア 作成した版下の元データ、PDFデータ及び掲載文に係るテキストデータ（Wordファイル又はテキストファイル）一式を、CD-R又はその他の媒体により本市に提出する。

イ 版下完成後は、速やかに印刷・製本を行うこと。なお、納品部数に加えて、見本誌10部も併せて納品すること。

6 仕様

本冊及び別冊の仕様は、原則以下のとおりとする。

なお、英語版を作成するに当たり、文章量が多くなることが予想されることから、ページ数を変更しても差し支えない。ただし、購入者の利便性に配慮すること。

※ ページ数に変更が生じても委託料は増額しない。

(1) 本冊

ア ページ数 68ページ（表紙4ページ、本文64ページ）

イ サイズ 縦230mm×横180mm

ウ 刷色 4色フルカラー

エ 用紙 表紙：コートカード19.5kgニス引き、本文：b7トラネクスト 79kg

オ 製本 アジロ綴じ

カ 部数 10,000部

(2) 別冊

ア ページ数 16ページ（表紙4ページ、本文12ページ）

イ サイズ 縦210mm×横170mm

ウ 刷色 4色フルカラー

エ 用紙 表紙：b7トラネクスト 86 kg、本文：b7トラネクスト 79kg

オ 製本 中綴じ

カ 部数 10,000部

7 作成の条件

(1) 受託事業者は、受託業務の各作業内容とその実施時期等を記載した業務実施計画書を業務着手時に提出し、本市の承認を得ること。

(2) 本業務により作成されたガイドブックは、本市による販売を前提とし、販売に当たって本市に使用料等の追加負担が生じないように、著作権処理を行うこと。

(3) 原稿の内容については、本市が指定する有識者等の確認を十分受けること。

8 その他

- (1) 受託事業者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、業務実施計画書のとおり事務を推進するため、月間工程表を作成し、当該月の前月の20日までに、本市の承諾を得ること（ただし、初回の月間工程表は、業務実施計画書と同時に提出すること。）。
- (2) 本ガイドブックに関する知的財産権（著作権）上の全ての権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）、その他一切の権利は、本市に帰属する。
なお、受託事業者が自ら撮影した写真を他の目的に使用する場合には、事前に本市から文書による承諾を得ること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。